

3. ストーカー被害防止対策講座

日時：平成30年11月29日（木）10時50分～12時20分

場所：徳島文理大学

対象：アンケートに調査協力した徳島文理大学学生約80名、および関係大学・専門学校担当者6名

目的：ストーカー被害実態調査の結果について、調査に協力いただいた学生を含め広くその結果を公表するとともに、警察による講習を行うことで被害の未然防止につなげるため。

内容：挨拶 生活安全部長 樫山 憲法

被害実態調査報告 徳島文理大学 小畑 千晴

ストーカー被害防止講習 少年女性安全対策課 吉田 広樹

1. 被害実態調査報告

徳島県内の若者を対象とした 安心まちづくりのためのアンケート結果報告

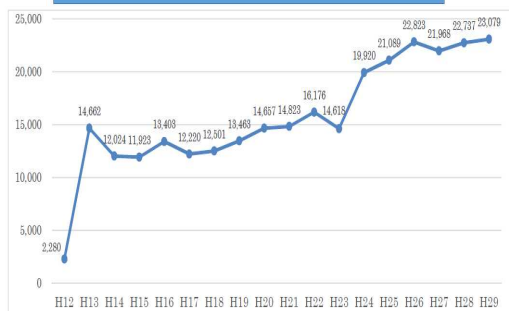
小畑 千晴 （徳島文理大学）

今年の夏、徳島県内の大学および専門学校で実施されました、若者を対象にした安心まちづくりのためのアンケートの結果をご報告させていただきます。

背景

ストーカー事案の相談等件数の推移

H30年3月警察庁資料

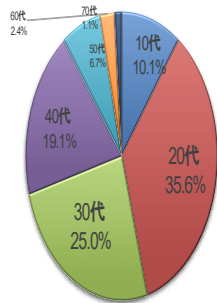


注1) 平成12年は、ストーカー規制法の施行日（11月24日）以降の件数

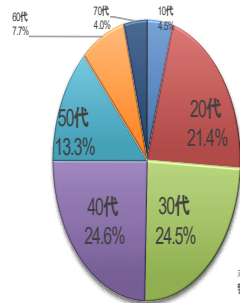
平成30年の警察庁資料によると、ストーカー事案の相談件数は増加傾向にあり、ここ数年は2万件を推移しています。

背景

ストーカー被害者の年齢



ストーカー加害者の年齢



平成30年3月
警視庁資料より作成

加害者は20代から50代まで大きな偏りは見られませんが、ストーカー被害者の割合で最も高いのが20代であり、約4割を占めています。しかし、警察に相談を訴えた数であり、かなり暗数が含まれていることが指摘されていました。

ストーカー総合対策

I 経緯

- 「すべての女性が輝く政策パッケージ」(平成26年10月10日すべての女性が輝く社会づくり本部決定)
・ストーカー対策の抜本的強化「関係者庁からの会議で検討の上、総合対策を年度内を目途に取りまとめ」
- 平成27年3月20日 ストーカー総合対策 策定
- 「ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律(平成28年法律第102号)」(平成28年12月6日成立)
・規制対象行為の拡大、行政措置及び罰則の見直し、関係者による被害者等の安全確保及び秘密保持の配慮等
- 平成29年4月24日 ストーカー総合対策 改訂

II 概要

- 被害者等からの相談対応の充実**
 - ◆ 早期の段階で被害者等が関係機関につながるができるよう、被害者等からの相談窓口の充実
 - ◆ 被害者等の保護、被害、慰謝等に職上関係のある者(以下「職上関係者」)に対し、被害者等の人数、ストーカー行為等の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発の実施
 - ◆ 民間の自主的な組織活動を含めた関係機関間の連携協力の推進
- 被害者情報の保護の徹底**
 - ◆ 加害者となるおそれのある者に対し、被害者等に係る情報の提供が禁止されていることに関する関係者への周知
 - ◆ 情報関係者による被害者等の秘密の保持への十分な配慮
 - ◆ 国、地方公共団体等が保有する被害者等の個人情報等の管理について、ストーカー行為等の防止のための必要な措置の実施
- 被害者等の適切な避難等に係る支援の推進**
 - ◆ 婦人相談所における一時保護、都道府県警察における一時避難に係る経費の補助等、一時避難場所を確保するために必要な避難体制整備等の推進
 - ◆ 婦人保護施設における中長期支援、公的賃貸住宅への優先入居等、長期避難のための支援措置の実施
 - ◆ 中核と費用の負担軽減、地方公共団体が実施した措置に対する地方交付税による財政措置等、被害者等への経済面からの支援方策の実施
- 調査研究、広報啓発活動等の推進**
 - ◆ 国、地方公共団体による加害者を更生させるための方法、被害者等の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進
 - ◆ ストーカー行為等の被害実態把握のための取組の推進
 - ◆ 被害者にも加害者にもならないための教育活動を通じた知識の普及及び啓発の推進
 - ◆ ストーカー被害の未然防止・拡大防止等に関する広報活動を通じた知識の普及及び啓発の推進
- 加害者対策の推進**
 - ◆ ストーカー加害者が抱える問題にも着目し、関係機関が連携した様々な段階における更生に向けた取組の推進
 - ◆ 加害者及び保護観察付執行猶予者の特異動向等に係る保護観察所及び警察の連携による必要な経費の要請
 - ◆ 加害者への治療等に係る警察及び地域精神科医療等との連携の推進
 - ◆ 受刑者及び少年院生脱走に対する、ストーカー行為につながる可能性を考慮したプログラムの実施及び充実
- 支援を図るための措置**
 - ◆ 人材の養成及び資質の向上、被害者等の支援のために必要な体制の整備、民間の自主的な組織活動の支援に係る施策のための財政上の措置

平成29年に改訂されたストーカー総合対策には、被害実態のための取組推進や、教育活動を通じた啓発の推進、また、加害者自身が抱える問題に注目し、関係機関が連携した取組の推進が明記されています。

目的

- 調査研究、広報啓発活動等の推進 ◆ ストーカー行為等の被害実態把握のための取組推進
◆ 被害者にも加害者にもならないための教育活動を通じた知識の普及及び啓発の推進
- 加害者対策の推進 ◆ ストーカー加害者が抱える問題に注目、関係機関連携した様々な段階における更生に向けた取組の推進

全国初！
官学連携ストーカー調査
(警察庁調べ)

徳島県警察と徳島文理大学による
共同研究

官学連携の双方向視点に基づく対応策作成へ
(防犯対策・啓発活動・予防教育プログラム等の検討と実施)

その方向性を踏まえ、徳島県警察本部と徳島文理大学が共同研究を行い、官学連携の双方向視点に基づいた防犯対策・啓発活動等対応策を作成することになりました。

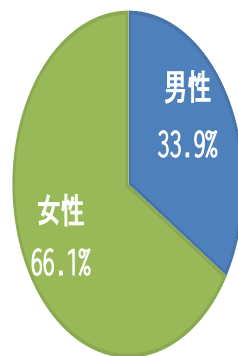
調査概要

- 目的：若者のストーカーに関する被害実態の把握と
被害対応および予防教育のための基礎資料
- 期間：2018年5月～2018年6月
- 対象：徳島県内の大学及び専門学校に在籍する
18歳～25歳までの学生

今回の調査概要の目的は、暗数の多さを指摘されている若者のストーカー被害実態把握と、その対応策を検討するために実施しました。期間は2018（平成30）年5月から6月までで、対象は徳島県内の大学、専門学校に所属する18歳から25歳までの学生です。

調査対象

- アンケート総数、975人
内有効数 968人
*26歳以上の回答者は対象外とした
- 内訳
男 性 328人(33.9%)
女 性 640人(66.1%)
- 回答者平均年齢
19.4歳



アンケートの総数は975人で有効数は968人でした。男性328人、女性640人で平均年齢は19.4歳でした。以下、アンケート結果の一部をご紹介します。

問1 あなたは、別れた後（別れを告げた後）の交際相手、あるいはあなたに好意を持った異性、全く見知らぬ異性から次に示す迷惑行為や嫌がらせを繰り返したことはありますか

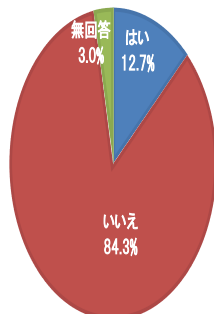
回 答	男 性	女 性	合 計	単位:人 複数回答
望んでいない面会・交際・復縁を要求された	22(28.2%)	52(23.4%)	74(24.7%)	
メールやSNSを通じたメッセージが大量に送られたり、連続電話をかけられたりした	14(17.9%)	57(25.7%)	71(23.7%)	
自宅・学校・バイト先へ押し掛けたり、待ち伏せされたりした	9(11.5%)	44(19.8%)	53(17.7%)	
その他のつきまとい行為、迷惑行為や嫌がらせをされた	12(15.4%)	24(10.8%)	36(12.0%)	
あなたの意に反してネットに書き込まれた	10(12.8%)	18(8.1%)	28(9.3%)	
望んでいないプレゼントや嫌がらせをするためのものを送付された	4(5.1%)	13(5.9%)	17(5.7%)	
見ている、監視していると告げられた	4(5.1%)	11(5.0%)	15(5.0%)	
中傷する文書をまかれたり、張り紙をされた	3(3.8%)	3(1.4%)	6(2.0%)	
合計	78	222	300	

問1では、あなたは別れた後の交際相手や好意を持った異性、全く見知らぬ異性から迷惑行為を繰り返し受けたことがどの程度あるか、複数回答で尋ねました。その結果、望んでいない面会交際要求が24.7%、大量のメール送信や連続電話が23.7%の人にあることがわかりました。

問3 あなたはこの1年間にストーカー行為を受けたことがありますか

回答	男性	女性	合計
はい	1 (3.1%)	16 (15.7%)	17 (12.7%)
いいえ	31 (96.9%)	82 (80.4%)	113 (84.3%)
無回答	0 (0.0%)	4 (3.9%)	4 (3.0%)
合計	32	102	134

単位:人



問3では、直近1年間にストーカー行為を受けたことがあるかを尋ねたところ、12.7%が「はい」と回答しました。

問4 あなたが初めてストーカー行為を受けた年齢はいつですか

年齢	男性	女性	合計
6	0	1	1
8	0	1	1
10	1	0	1
12	1	1	2
13	1	3	4
14	5	3	8
15	3	3	6
16	3	7	10
17	5	10	15
18	3	14	17
19	1	16	17

年齢	男性	女性	合計
20	1	4	5
21	0	1	1
22	0	0	0
23	0	0	0
24	0	1	1
無回答	8	37	45
合計	32	102	134

単位:人

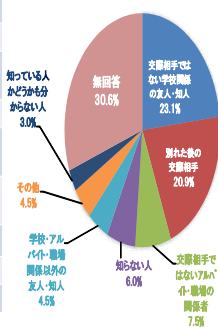
● 平均 16.8 歳

初めてストーカー行為を受けた年齢について尋ねたところ、16歳から増加し、高校生に当たる時期に被害を受けている人が多いことがわかりました。

問5 あなたとストーカーの関係は次のどれですか

回答	男性	女性	合計
交際相手ではない学校関係の友人・知人	13 (40.6%)	18 (17.6%)	31 (23.1%)
別れた後の交際相手	9 (28.1%)	19 (18.6%)	28 (20.9%)
交際相手ではないアルバイト・職場の関係者	2 (6.3%)	8 (7.8%)	10 (7.5%)
知らない人	0 (0.0%)	8 (7.8%)	8 (6.0%)
学校・アルバイト・職場関係以外の友人・知人	0 (0.0%)	6 (5.9%)	6 (4.5%)
その他(試合会場で会った人、振った相手、母の会社の相手等)	2 (6.3%)	4 (3.9%)	6 (4.5%)
知っている人かどうかも分からない人	0 (0.0%)	4 (3.9%)	4 (3.0%)
無回答	6 (18.8%)	35 (34.3%)	41 (30.6%)
合計	32	102	134

単位:人



加害行為をした相手について尋ねたところ、「交際相手ではない学校関係の友人・知人」が23.1%と最も多く、次に「別れた後の交際相手」が20.9%でした。

問10 あなたは相手からの迷惑行為や嫌がらせを解決するために、次のようなことをしましたか

	男性	女性	合計	単位:人 複数回答
相手を無視したり、関わらないようにした	16 (26.7%)	43 (19.5%)	59 (21.0%)	
相手に対して、嫌だという気持ちを伝えた	13 (21.7%)	33 (14.9%)	46 (16.4%)	
友達に相談した	7 (11.7%)	33 (14.9%)	40 (14.2%)	
相手から避けるために電話番号やメールアドレスを変更した	5 (8.3%)	20 (9.0%)	25 (8.9%)	
相手と直接話し合った	8 (13.3%)	13 (5.9%)	21 (7.5%)	
自分の親に相談した	2 (3.3%)	17 (7.7%)	19 (6.8%)	
相手の家族や友人・知人に連絡した	1 (1.7%)	16 (7.2%)	17 (6.0%)	
相手と同じ場所にいる時には、誰か他の人と一緒にいてもらうようにした	1 (1.7%)	13 (5.9%)	14 (5.0%)	
学校の先生に相談した	2 (3.3%)	9 (4.1%)	11 (3.9%)	
相手に怒った	3 (5.0%)	7 (3.2%)	10 (3.6%)	
警察に通報(または相談)した	0 (0.0%)	8 (3.6%)	8 (2.8%)	
誰か他の人をおして、相手とやり直した	0 (0.0%)	6 (2.7%)	6 (2.1%)	
その他(SNSをブロック、再婚が解決した)	1 (1.7%)	2 (0.9%)	3 (1.1%)	
何もしなかった	1 (1.7%)	1 (0.5%)	2 (0.7%)	
合計	60	221	281	

問10では、相手からの迷惑行為や嫌がらせを解決するために取った行動を尋ねました。21.0%が「相手を見捨てたり関わらないようにした」と回答しました。「警察に通報(または相談)した」との回答は2.8%でした。

問10で 警察に通報(または相談)したに○をしなかった人 問13 警察に通報または相談しなかったのはなぜですか

	男性	女性	合計	単位:人 複数回答
小さな出来事だから	11 (20.8%)	20 (20.0%)	31 (20.3%)	
相談したら後が面倒そうだから	9 (17.0%)	13 (13.0%)	22 (14.4%)	
プライベートで個人的なことだから	6 (11.3%)	15 (15.0%)	21 (13.7%)	
自分で何とかできると思ったから	6 (11.3%)	14 (14.0%)	20 (13.1%)	
警察や裁判沙汰になるのは望まなかったから	5 (9.4%)	14 (14.0%)	19 (12.4%)	
解決しないから	4 (7.5%)	7 (7.0%)	11 (7.2%)	
警察は何もできないだろうと思ったから	4 (7.5%)	7 (7.0%)	11 (7.2%)	
ストーカーの報復が怖かったから	3 (5.7%)	5 (5.0%)	8 (5.2%)	
丁寧に対応してくれないと思うから	3 (5.7%)	1 (1.0%)	4 (2.6%)	
どの部署に相談していいかわからなかったから	1 (1.9%)	3 (3.0%)	4 (2.6%)	
その他(もっと聞いていけば考えた。そこまで、深刻な被害でなかった)	1 (1.9%)	1 (1.0%)	2 (1.3%)	
合計	53	100	153	

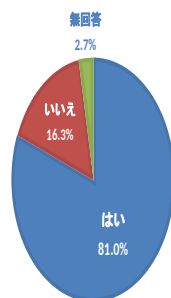
問10で警察に通報や相談をしなかった理由を尋ねると、「小さな出来事だから」(20.3%)や「プライベートで個人的なことだから」(13.7%)と回答していました。

また、警察へ「相談したら後で面倒そうだから」(14.4%)、「解決しないから」(7.2%)のような回答も得られました。

回答対象者: 全員 問14 ストーカーの被害にあったときに、次のような対応があることを知っていますか(1)

Q. ストーカー行為を取り締まる法律があることを知っていますか。

	男性	女性	合計
はい	268 (81.7%)	516 (80.6%)	784 (81.0%)
いいえ	48 (14.6%)	110 (17.2%)	158 (16.3%)
無回答	12 (3.7%)	14 (2.2%)	26 (2.7%)
合計	328	640	968



単位:人

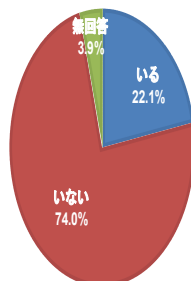
問14ではストーカー規制法について尋ね、その法律を知っていると回答した人は81.0%に上りました。

回答対象者：全員

問15 あなたの周りでストーカー被害を受けた人はいますか

	男性	女性	合計
いる	63 (19.2%)	151 (23.6%)	214 (22.1%)
いない	250 (76.2%)	466 (72.8%)	716 (74.0%)
無回答	15 (4.6%)	23 (3.6%)	38 (3.9%)
合計	328	640	968

単位：人



自分以外でストーカー被害を受けた人がいるかどうかを尋ねたところ、22.1%の人が「いる」と回答しました。

問17 ストーカー対策のために、どのようなことが効果的だと思いますか

	男性	女性	合計
ストーカー被害をメールやSNSで相談できるようにする	138 (15.4%)	327 (17.9%)	465 (17.1%)
ストーカー加害者に対するカウンセリング	135 (15.1%)	320 (17.6%)	455 (16.7%)
学内に相談できる窓口をつくる	152 (17.0%)	302 (16.6%)	454 (16.7%)
ストーカー加害者への更なる厳罰化を図る	161 (18.0%)	290 (15.9%)	451 (16.6%)
ストーカー被害専門ダイヤルを開設する	124 (13.8%)	281 (15.4%)	405 (14.9%)
学校で予防教育の講義を行う	110 (12.3%)	206 (11.3%)	316 (11.6%)
ストーカー対策に関するポスターを学内に掲示する	60 (6.7%)	85 (4.7%)	145 (5.3%)
その他(監視カメラ増設・加害者への行動制限等)	16 (1.8%)	12 (0.7%)	28 (1.0%)
合計	896	1823	2719

単位：人
複数回答

最後になりますが、問17では、ストーカー対策に何が効果的か尋ねたところ、「ストーカー被害をメールやSNSで相談できるようにする」が17.1%であり、手軽に相談できるツールが必要だとの声が上がりました。また、「ストーカー加害者に対するカウンセリング」も16.7%であり、治療を求める意見も多くみられました。

調査結果を踏まえて

➤ ストーカー被害を受けたことが「ある」と回答した人

134 (13.8%) 人 / 968 人中

内訳 女性102人 (76.1%) / 男性 32人 (23.9%)

被害率 女性15.4% / 男性8.8%

対象者のうち **7 人に1人**が被害経験あり

* 2017年京都府内大学生における調査では、
8人に1人が被害ありと回答

➤ 自分の身近にストーカー被害にあった人がいると回答した人

214 (22.1%) 人 / 968 人中

最後に、今回の調査結果から、ストーカー被害を受けたことがあると回答した人は、968人中134人（13.8%）に上り、対象者のうち7人に1人に被害経験があることがわかりました。

また自分の周りで被害にあった人がいると回答した人も22.1%であり、若者の間ではすでに身近な問題であることが判明しました。

調査結果を踏まえて

- ストーカーとの関係は、「交際相手ではない学校関係の友人・知人」31人(23.1%)、「別れた後の交際相手」28人(20.9%)であり、「知らない人」8人(6.0%)
- ストーカー被害を受けた人の平均年齢 16.8歳
- 被害を受けた134人中、警察に通報（相談）したのは8人の女性のみ
- 警察に通報（相談）しなかった理由は、「小さな出来事だから」31人「警察に相談したら面倒」22人「個人的なことだから」21人「自分でなんとかできる」20人や、「警察や裁判沙汰になるのを望まない」19人「解決しない」11人「何もできない」11人
- ストーカー対策のためには、「メール・SNSでの相談」465人、「学内での相談窓口」454人

ストーカーとの関係は、その多くが「知っている人」であり、「見知らぬ人」はごく少数であることが示されました。次に、ストーカー被害を受けた平均年齢は16.8歳と高校生時代に当たります。相当早期からこの問題が起こっている実態も浮き彫りにしました。被害を受けた人で警察に通報したのは、8人の女子学生のみであり、警察への相談をしなかった人の多くは、小さな出来事や個人的なことだからと相談すべき事柄ではないとの理由と、相談しても面倒になり、解決しないだろうという相談後の対応への不安を含む理由が見られました。

2. ストーカー被害防止講習

ストーカー事案対応部署

警察本部
生活安全部
少年女性安全対策課
人身安全対策係

警察署（県下11署）
生活安全課
若しくは
刑事生活安全課

ストーカー事案に対応する部署は、警察本部では少年女性安全対策課人身安全対策係と県内 11 警察署※の生活安全課又は刑事生活安全課です。

事案によっては、警察本部の関係部署の応援を受けたり、警察署の刑事課等と共同で対応します。

※ 令和 3 年 3 月時は、県内 10 警察署

ストーカー規制法成立の背景と経緯

ストーカー事案が凶悪事件に発展、社会問題化
(埼玉県桶川市のストーカー殺人事件等)

平成 12 年 5 月 24 日公布

平成 12 年 11 月 24 日施行

(その後の改正状況)

平成 25 年 7 月 23 日施行 連続メールを規制
同年 10 月 3 日施行 警告等を行うことが出来る警察本部長等が拡大
平成 29 年 1 月 3 日施行 うろつき行為・SNSを用いたメッセージ送信等
同年 6 月 14 日施行 禁止命令制度の見直し

ストーカー行為を規制する法律は、ストーカー行為等の規制等に関する法律と言い、略してストーカー規制法と呼ばれています。

ストーカー規制法が成立するきっかけとなったのは、平成 11 年に埼玉県桶川市で発生したストーカー殺人事件等であり、事件発生当時に既存していた刑法等の法律での適用が困難であったことから、翌年の平成 12 年に成立しました。

法の規制の対象となる行為

特定の者
に対する

恋愛感情その他の好意の感情又はそれが
満たされなかったことに対する怨恨の感情

を充足する目的で、

特定の者又はその配偶者、直系若しくは同居の
親族その他当該特定の者と社会生活において密
接な関係を有する者

に対し、

つきまとい等をして不安をおぼえさせること

好意の感情…好きな気持ち、親愛感
怨恨の感情…好意の感情が満たされ
なかったことに対する恨み、憎しみの感情

女優に対するあこ
がれの感情や特定
の女性と性交渉を
持ちたいというよ
うな性的な感情も
含まれる。



ストーカー規制法で規制されるのは、特定の者、つまり元交際相手や同級生、芸能人等に対して恋愛感情や好きな感情を抱いたり、その好きな感情が満たされないことから、恨みの感情になったりした時、それらの感情を充たす目的で、「つきまとい等行為」をして不安にさせることです。

「つきまとい等行為」は、好きな人だけでなく、その好きな人の両親や上司等の社会的に密接に関係がある人に対しても、してはいけません。

つきまとい等とは

法第2条第1項関係

特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、当該特定の者又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他当該特定の者と社会生活において密接な関係を有する者に対し、次の各号のいずれかに掲げる行為をすることをいう。

それでは、どのような行為が「つきまとい等行為」に該当するのか説明しますと、ストーカー規制法第2条第1項で定めています。

同法第2条第1項第1号に例示されている「つきまとい」を行為全体の総称として「つきまとい等行為」と言います。

「つきまとい等行為」の他の行為は、「待ち伏せ」、「見張り」、「押し掛け」、「面会や復縁の要求、手紙や金品の受取り要求」、「拒否されているのに連続しての電話、電子メール等を送信する」等です。

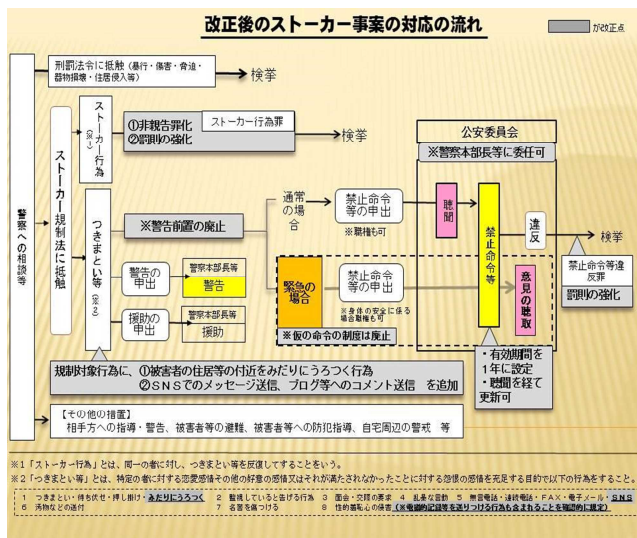
ストーカー行為とは

法第2条第3項関係

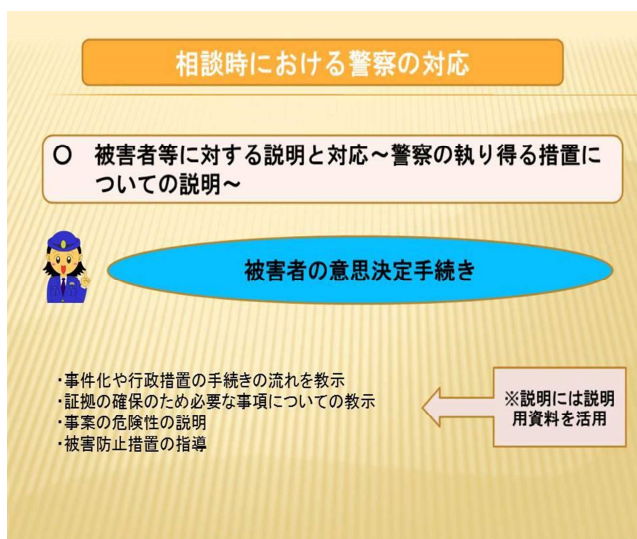
つきまとい等を反復してすること

※ 法第2条第1号から第4号まで及び第5号(電子メールの送信等に係る部分に限る。)に掲げる行為については、身体的安全、住居等の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われる場合に限る。

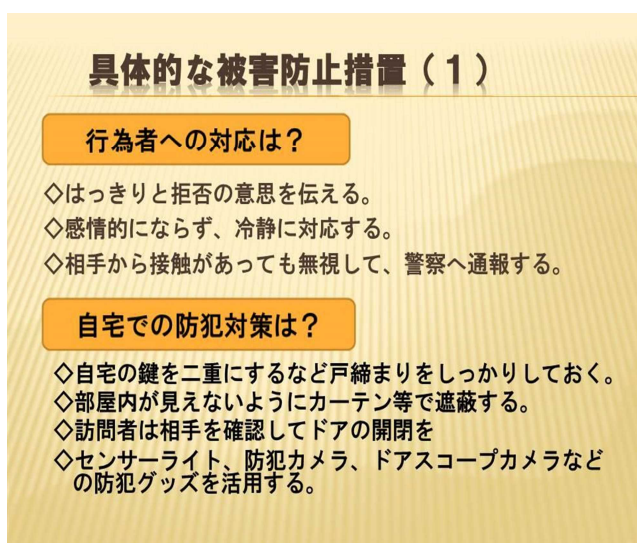
「ストーカー行為」とは、特定の人、つまり好きな人や、その好きな人の家族等の密接に関係のある者に対して、好きな感情やその好きな感情が満たされない恨みの感情等を充足させる目的で、「つきまとい等行為」を反復して行うことです。



ストーカー規制法は、今までに2回の改正が行われており、1回目は平成25年に「連続電子メール」行為が禁止される等の改正がなされ、2回目は平成28年から平成29年にかけて段階的に改正され、被害者の住居等付近での「うろつき」行為が禁止される等の規制対象行為が追加されたり、文書警告を経ずに禁止命令等の発令が可能になったり、被害者の告訴を受けずに起訴ができる等の改正がありました。



相談時における警察の対応ですが、被害者等に対し、警察の執り得る措置について詳しく説明した後、意思決定書面に記載してもらうことで、被害者の意思決定を支援するための手続きをします。



次に、具体的な被害防止措置についてですが、まず、被害者の方をお願いしたいことは、加害者へ、はっきりと拒否の意思を伝えることです。

感情的にならず冷静に対応し、加害者から接触があっても無視して、すぐに警察へ通報してください。

自宅の戸締まりをして、訪問者を確認してから玄関ドアを開けてください。

防犯カメラ等の設置が効果的で、台数や期間に限りがありますが、警察が所有している防犯カメラ等を貸し出します。

具体的な被害防止措置（２）

外出時の防犯対策は？

- ◇特に夜間は一人での行動を避ける。
- ◇人通りの多い場所での行動を心がける。
- ◇防犯ブザーや携帯電話を携帯する。
- ◇通勤、通学コースを安全性が高いコースに変更する。
- ◇緊急の場合、民家、コンビニ等の店舗へ逃げ込み助けを求める。
- ◇居所を常時誰かに連絡し、帰宅時間を確認してもらうこと。

個人情報の管理は？

- ◇個人情報に記載されているものは、細かく裁断して捨てる。
- ◇安易に住所、電話番号、メールアドレス等を教えない。
- ◇郵便受けに施錠するなど、個人情報の管理を慎重に行う。

夜間に一人で行動することは、危険です。

また、日中でも、人通りの多い場所での行動を心がけてください。

防犯ブザーや携帯電話機を携帯し、緊急の場合は、周りの人へ助けを求めて、すぐに警察への通報をお願いします。

コンビニ等へ逃げ込むことも有効です。

個人情報の管理も重要で、公共料金の明細書等を細かく裁断してから捨てたり、ブログ等に個人情報を掲載せず、安易に個人情報を教えないでください。

具体的な被害防止措置（３）

電話における行為への対応は？

- ◇はっきりと拒否の意思を伝えた上で、応対せず電話を切る。
- ◇ナンバーディスプレイ機能付きの電話を使用する。
- ◇電話会社提供の「迷惑電話お断りサービス」等各種サービスを利用する。
- ◇電話番号やメールアドレスを変更する。
- ◇留守番電話サービスの活用

加害者から電話が架かってきた場合は、はっきりと拒否の意思を伝えて電話を切りナンバーディスプレイで番号を記録してください。

以後の被害を防ぐためには、「迷惑電話拒否設定」のサービスを利用したり、電話番号やメールアドレス自体を変更することが有効です。

そのほか、不審な人や車を見たり、気になることがあれば、警察へ相談してください。

警察以外の公的な相談窓口

- 徳島県子ども女性相談センター（中央・西部・南部）
- 徳島県立男女共同参画交流センター
- 法テラス 等

また、警察以外の公的な相談窓口としては、徳島県子ども女性相談センター、徳島県立男女共同参画交流センター等の機関も相談を受け付けています。

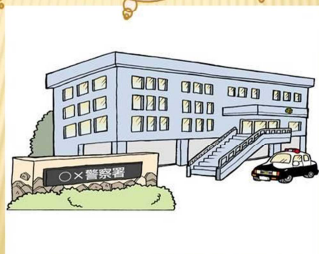
加害者へ慰謝料の請求やその他民事的な交渉等については、弁護士に相談していただき、知り合いの弁護士等がない場合には、法テラスへの相談もあります。

**一人で悩まず、まずは警察に相談を！
警察では、相談者の意思を踏まえて適切な措置を講じます。**

聴取場所の選定

被害者と関係者を
分離した聴取

女性警察官等の対応



もし、ストーカー被害を受けているかもしれないと感じたら、まず、警察に相談して下さい。

警察は、事情聴取をする場所や時間等を考慮しますし、希望に応じて女性警察官の対応も検討しますので、気軽に相談して下さい。

以上が、ストーカー被害防止のための講座内容になります。